## ご 連 絡

令和6年6月14日

## 債権者の皆様へ

福岡市中央区警固 1-12-11 アーバンスクエア警固 6 階 弁護士法人みらい法律事務所

Tel 092-781-4150 Fax 092-715-5859

株式会社ヨシノコーポレーション

破産管財人 弁護士 髙 松 康 祐 破産管財人代理 弁護士 中 川 雅 之

破産管財人代理 弁護士 白 石 直 己

福岡市中央区薬院 3-12-22 美山ビル 403

永長法律事務所

破産管財人代理 弁護士 永 長 寿美子 福岡市中央区六本松 4-11-25 クロッシング 2100 六本松 4 階 福岡パシフィック法律事務所

破産管財人代理 弁護士 末 安 大 地

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度当職らは、福岡地方裁判所において、株式会社ヨシノコーポレーション (以下、「破産者」といいます。)の破産管財人及び破産管財人代理に選任されま した。

今後、当職らにおいて、破産者の破産管財業務を遂行してまいりますが、本件におきましては、債権者の皆様に優先する公租公課等の債権が約1億円程度と見込まれるのに対し、上記金額を超える資産等は見当たらず、現時点で債権者の皆様に対する配当(お支払い)は見込めない状況です。

本件破産手続に関しましては、令和6年8月下旬に、福岡地方裁判所に対し、破産者の財産状況等について報告する予定ですが、同報告内容につきましては、その要旨をHP(www. yoshino-corp-hasankanzainin. net)に掲載するとともに、送付を希望される債権者の皆様には書面にて報告させていただきます(上記報告書の送付を希望される方は、同封の「本件破産手続の進行について(必ずお読み下さい。)」をご参照のうえ、お手続きください。)。

債権者の皆様におかれましては、本件破産手続に関するご質問等おありかとは 存じますが、現時点でお答えできるのは、呉服等のレンタルサービス等は提供でき ず、また、配当金をお支払いできる見込みもないということですので、個別のお問 い合わせ等はお控えいただければと思います。

何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。